

**令和3年度
準中型免許取得助成金（全ト協）
交付条件等**

公益社団法人奈良県トラック協会

1. 対象費用について

準中型免許取得及び5トン限定準中型免許限定解除のために指定自動車教習所等に支払う料金を対象とし、指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用等は対象外とする。

2. 対象運転者について

下記1～4のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- 1 申請事業者が、令和2年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- 2 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- 3 当該運転者が、令和2年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。
- 4 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

3. 上位運転免許取得に係る助成金との併用について

公益社団法人奈良県トラック協会が実施する上位運転免許取得に係る助成金との併用は妨げない。ただし、全ト協と奈ト協の助成金の合計が事業者の負担を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

以 上